

〔第2問〕＜20年度＞趣旨

設問1は、甲が執筆し、同人誌に掲載した計30編の小説の中から選んだ15編のものを、一部変更を施した上で収録した乙書籍を作成し出版した乙に対する甲の請求を、また、設問2は、乙書籍に収録された甲の小説を収録した丙書籍を作成し出版した丙に対する甲の請求を問うものであり、甲が乙及び丙に対していかなる権利の侵害に基づいてどのような請求をすることが可能であるかを論述しなければならない。

侵害される権利としては、複製権、譲渡権、公表権、同一性保持権等が問題となる。公表権の侵害については、甲の小説が、「まだ公表されていないもの」（著作権法第18条第1項）であるかどうか、すなわち、同人誌に掲載され、クラスメートに配布されたことにより、「発行」（著作権法第3条第1項）されたものになることはないかどうかを論じる必要がある。同一性保持権の侵害については、乙が甲の小説に施した変更が、意に反する改変となることを示した上で、「やむを得ないと認められる改変」（著作権法第20条第2項第4号）に当たるかどうかを論述することが求められる。

また、乙による変更に関して、改変された甲の小説を複製し譲渡する行為に対して、その行為が同一性保持権を侵害するかどうかの点を含め、甲がどのような請求をすることができると論述することが求められる。設問3及び設問4には、これに類似する論点が含まれている。

設問3では、甲の小説を収録した乙書籍及び丙書籍をA市民に貸し出しているA市立図書館が甲のいかなる権利を侵害し、甲がA市に対してどのような請求をすることが可能であるかを論述しなければならない。A市立図書館による貸出しには貸与権が働くが、その侵害の成否については、著作権法第38条第4項の適用の有無を論じる必要がある。甲の小説が「公表された著作物」に当たらない場合には、同項は適用されず、また、公表権の侵害も問題となることとなる。

設問4は、乙書籍に収録された甲の15編の小説を並び替えて収録した丙書籍を作成し出版した丙に対する乙の請求を問うものであり、乙書籍が乙の著作物であり、丙が乙の権利を侵害するかどうかを論述することが求められる。乙書籍の著作物性については、甲の小説の選択又は配列によって創作性を有し、編集著作物であるかどうか問題となり、丙による侵害の成否については、乙書籍における選択又は配列による創作性が利用されたかどうか問題となる。